

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

面接試験等→正社員転換

有期雇用 6 か月以上※

正社員転換後 6 か月

※入社後、3 年以内

賃金が 5% 以上増額

【事前準備】

- キャリアアップ計画書の作成・届出
- 就業規則（転換制度について規定があるもの）の作成・届出

【支給申請】 以下の添付書類が必要

- 有期雇用時・正社員転換後の雇用契約書
 - 上記期間の賃金台帳・出勤簿 他
- ※賃金台帳・出勤簿は、雇用契約書と突合せて細かくチェックされます。残業代等が不足している場合は、予め追加での支給が必要となります。
- 弊所にて数か月ごとに確認させていただけますと、支給申請がスムーズに行えます。

【支給額】 1 人あたり 57 万円

※有期雇用→正規雇用の場合

上記の他、有期雇用→無期雇用、無期雇用→正規雇用の取り組みも支援されます。

【人材の採用や定着、育成のための取り組みをお考えの企業様】

その取り組み、助成金の対象となるかもしれません

ぜひ一度、弊所までご相談を



2020 年度 おすすめの助成金

両立支援等助成金

(出生時両立支援コース)

男性の育児休業取得率は 6.16% (女性 82.2%、平成 30 年度雇用均等基本調査による)。国も男性育休を積極的に推進しており、中小企業であれば 5 日以上取得で申請できる助成金があります。

【主な要件】

- 男性が育児休業を取得しやすい職場づくりへの取り組み (男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知など)
- 男性が子の出生後 8 週間以内に開始する連続 14 日以上 (中小企業は連続 5 日以上) の育児休業を取得すること。

【支給額】 ※中小企業の場合

取得人数	取得期間	支給額
1 人目	5 日以上	57 万円
2 人目以降 (1 年度合計)	5 日以上	14.25 万円
	14 日以上	23.75 万円
10 人まで)	1 か月以上	33.25 万円

その他、各種助成金の申請代行を承っております。お問い合わせは、TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム (<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



水間HR社会保険労務士事務所

人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

人事評価制度を整備・実施し、2%以上の昇給を行うと支給される助成金です。従業員の定着や同一労働同一賃金への対策として、人事評価制度を整備されたい企業様にお勧めしたい助成金です。

【主な要件】

- 整備する人事評価制度は、正社員だけでなく、雇用保険の被保険者で所定の継続勤務の要件を満たす者も対象とすること。
- 人事評価制度の対象労働者に 1 人以上、正社員など期間の定めなく雇用されている者がいること。
- 人事評価期間終了後に昇給を行う場合は、対象労働者の賃金総額を 2% 以上、人事評価期間終了前に前倒しで昇給を行う場合は、対象労働者全員の賃金を 2% 以上アップさせること。

【支給額】 50 万円

※3 年後も人事評価制度を継続運用し、離職率や生産性の要件を満たす場合 **+80 万円**

※本紙は助成金の基本的な要件を分かりやすくまとめたものであり、各助成金には他にも詳細な要件があることを申し添えます。